

別表（第4条関係）

厚木市小規模保育施設運営費補助金交付基準

1 障害児保育事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
障害児保育事業費	児童1人当たり 65,000円	補助単価×対象児童×入所月数 (管外児童分を除く。)

備考 障害児保育事業における「障害児」とは、次の各号のいずれかに該当し、地域型保育給付費の障害児保育加算の対象とならない児童をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に定める障害を持つ児童
- (2) おおむねIQ70以下の知的障害児
- (3) 一定期間特別の指導を要する情緒障害児及び自閉的傾向児

2 事務職員雇上促進事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
事務職員雇上促進事業費	1施設当たり 月額31,000円	補助単価×雇用月数

3 低年齢児保育強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
低年齢児保育強化事業費	児童1人当たり月額5,800円	補助単価×定員(0～2歳児)×開所月

4 施設運営支援事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
施設運営支援事業費	保育士1人当たり 月額195,000円	補助単価×対象保育士×2箇月 ※算定対象日における対象保育士数を求め、それぞれの補助額を算出する。

備考1 施設運営支援事業費の対象保育士は、次の各号のいずれも満たした施設において、次の算式により求めた数とする。

- (1) 算定対象日時点の実配置保育士数が認可定員における給付費上の保育士定数以上であること。
- (2) 算定対象日時点の入所児童数が、認可定員より下回っていること。

式：認可定員における給付費上の保育士定数 - 算定対象日時点の入所児童数における給付費上の保育士定数 = 対象保育士数

※ 計算過程において、各々分数の計算結果の小数点第2位以下を切り捨て、加算して、結果の小数点第1位以下を切り上げる。

## 5 日本スポーツ振興センター負担金

補助対象経費名	補助単価等	補助額算出方法
日本スポーツ振興センター負担金	A階層児童 1人当たり55円 B～C階層児童 1人当たり365円	補助単価×入所児童数（当該年度5月1日現在） ※管外受託児童を含む。

備考 日本スポーツ振興センター負担金は、保護者から実費徴収をしていない場合に適用する。

## 6 施設機能強化事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
施設機能強化事業費	自己所有施設 250,000円 賃貸施設 250,000円	①補助対象経費×1/2 ②補助単価 ※①と②のいずれか少ない金額

備考 防犯対策に必要な備品等の管理費は対象外とし、故障に伴う買い替え及び修理費は補助対象とする。

## 7 延長保育料減免助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
延長保育料減免助成費	① 短時間認定の時間帯を超え、標準時間認定の時間帯まで 30分 100円 ② 標準時間認定の時間帯を超える場合 30分 300円	補助単価×延べ対象利用児童数（30分単位）

## 8 病児保育利用料減免助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
病児保育利用料減免助成費	対象児童1人当たり日額 2,000円	補助単価×延べ対象利用児童数

9 子ども・子育て支援事業費

補助対象 経費名		補助単価		補助額 算出方法
子ども・子育て支援事業費	延長保育事業費	国庫補助事業	① 保育標準時間認定 300,000円（延長時間30分） 1,336,000円（延長時間1時間） 1,656,000円（延長時間2～3時間） 4,244,000円（延長時間4～5時間） 4,931,000円（延長時間6時間以上） ② 保育短時間認定 13,100円（延長時間1時間） 26,200円（延長時間2時間） 39,300円（延長時間3時間） ※事業期間が6箇月未満の施設にあっては、 上記単価のそれぞれ半額とする。	①補助単価×実 施施設数 ②補助単価×利 用者数
	子ども・子育て支援事業費	市単事業	0歳児 4,800円/1日 2,400円/半日 1・2歳児 2,900円/1日 1,450円/半日 3歳児 1,400円/1日 700円/半日 4歳以上児 1,200円/1日 600円/半日	補助単価×延実 施人数
		一時預かり事業費	国庫補助事業	① 一般型 年間延べ利用児童数により区分される次に 定める額を加算 年額 2,676,000円（300人未満） 3,024,000円（300人以上900人未満） 3,240,000円（900人以上1,500人未満） 4,680,000円（1,500人以上2,100人未満） 6,120,000円（2,100人以上2,700人未満） 7,560,000円（2,700人以上3,300人未満） 9,000,000円（3,300人以上3,900人未満） 10,440,000円（3,900人以上4,500人未満） 4,500人以上の場合は、子ども・子育て支援 交付金交付要綱の基準額に基づくものとする。 ② 余裕活用型 児童1人当たり日額 2,400円 ただし、特別支援児童（障害児・多胎児）の 場合は日額3,600円とする。 ※1日当たり4時間未満の利用児につい ては、2人で1人と算定する。

病児保育事業費	市単事業	国庫補助事業基本分加算費 年額 3,709,000円	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
	国庫補助事業	① 基本分 年額 4,503,000円 ② 加算分 年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算 年額 1,000,000円（50人以上100人未満） 1,500,000円（100人以上150人未満） 2,000,000円（150人以上200人未満） 3,000,000円（200人以上300人未満） 4,000,000円（300人以上400人未満） 5,000,000円（400人以上500人未満） 500人以上の場合は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の基準額に基づくものとする。 ③ 改善分 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次に定める額を加算 年額 2,538,000円	補助単価×実施施設数 ※事業実施月数が12箇月未満の場合は、「補助単価×事業実施月数÷12」（千円未満切捨て）
	実費徴収に係る補足給付事業費	国庫補助事業	A階層世帯の教材費・行事費等（給食費以外） 対象児童1人当たり 月額2,500円
	市単事業	B階層世帯の教材費・行事費等（給食費以外） 対象児童1人当たり 月額2,500円	①補助単価×延べ対象利用児童数 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 延長保育事業費の対象施設は、子ども・子育て支援交付金交付要綱

において交付決定されたものをいう。

備考2 延長保育事業費平均対象児童数とは、年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点第1位以下を四捨五入して得た数とする。

備考3 一時預かり事業費の国庫補助事業対象施設は、子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されたものをいう。

なお、交付決定額が市単事業基準による算出額より低い場合は、市単基準を適用する。

備考4 病児保育事業費の対象施設は、子ども・子育て支援交付金交付要綱において交付決定されたものをいう。

備考5 実費徴収に係る補足給付事業費は、次の費用を対象とする。

- (1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 保育に係る行事への参加に要する費用
- (3) 保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) その他保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

#### 10 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	日額 8,190 円	補助単価×代替保育士等の雇用日数

備考 交付基準等については、神奈川県保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱に準ずるものとする。

#### 11 A E D 設置促進事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
A E D 設置促進事業費	1 施設当たり 月額6,000円	①補助単価×契約等月数 (購入の場合は12箇月) ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考 当該年度に支払った経費のみ対象とする。

#### 12 おむつ処分費助成費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
おむつ処分助成費	対象児童1人当たり 月額120円	①補助単価×0歳～2歳児の年間延べ入所児童数 ②補助対象経費(支出を証する書類の提出がある場合) ※①、②いずれか大きい金額

備考 保育所においておむつを処分しており、保護者から実費徴収等がない

場合に対象とする。

### 13 短時間保育士雇上事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
短時間保育士雇上事業費	月額 170,000円	①補助単価×対象保育士数×配置月数×1/2 ②補助対象経費×1/2 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 補助要件は次のいずれも満たすものとする。

- (1) 配置基準を超えて配置された保育士であること。
- (2) 原則として、勤務時間は、8時30分から17時00分の間で5時間以内であり、かつ週5日以内であること。
- (3) 平成31年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。
- (4) 短時間保育士の募集にあたり、かながわ保育士・保育所支援センターに求人登録をしていること。
- (5) 短時間保育士を配置した月における保育士等（保育士及び保育補助者をいう。）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士等の者の数を比較し、同数以上であること。ただし、前年同月の実績がない保育所等は、短時間保育士を配置した月と保育所等開所月を比較すること。

備考2 短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱に基づくものとする。

### 14 保育環境改善等事業費

補助対象経費名	補助単価	補助額算出方法
保育環境改善等事業費	1施設当たり 年額300,000円	①補助単価 ②補助対象経費 ※①、②いずれか少ない金額

備考1 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発注し、同期間内に完了・納品したマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等の費用
- (2) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための研修受講費用
- (3) かかり増し経費等
  - ア 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金費用。ただし、手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
  - イ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援の費用。ただし、実費相当額を上限とする。

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど。

ウ 職員がやむを得ず自費でPCR検査を受けることとなったその検査費用

備考2 その他、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づくものとする。